

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊岡市長 関貫久仁郎

市町村名 (市町村コード)	豊岡市 (28209)
地域名 (地域内農業集落名)	森津区・滝区・新堂区 (下森津・森津・滝・新堂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月18日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域のほ場整備状況については、森津区で平成5年から平成9年にかけて森津土地改良区により土地改良整備事業(受益面積A=12.5ha、標準区画5a~20aの整備を行っている。滝区・新堂区は、計画農用地内ではほ場整備を行っておらず、不整形田が多く耕作のしにくい農地となっている。

灌漑は、ほ場により自然取水とポンプ取水があり、ポンプ施設や用排水路の管理、農道補修や水路の泥上げ、畦畔や道路水路の草刈り等の維持管理については農業者・非農業者関係なく地域の日役により行っている。

当該地域の水稲栽培は、全体で約36haあり全体の約98%を占めている。残り約0.6haについては、畑作として自家栽培を中心に営農している。

中心的担い手の認定農業者は4名で、耕作面積は約18.4haの集積率は約50%である。また1.0ha以上の水稲栽培農家は2名で、耕作面積は約7.3haの耕作率は約20%である。その他は、小規模の経営体39名で維持されている。

75歳以上の高齢耕作者は17名で、70歳以上75歳未満の耕作者が3名おり、地区内の耕作者の約半数を占めている。

当該地域は、ほ場整備が行われている農地が少なく、耕作条件があまりよくないこともさることながら、土地の地盤も低い位置にあるため、大雨等での浸水被害も多く他地域よりさらに営農環境が悪くなっている。

また、水路についても土水路であったり、取水量の十分でない水路があったりと水利環境についても十分とは言えない状況にある。

しかし、当該地域ならではの地力を活かした栽培方法を採用するなどし、大規模農家2名を中心に活発に営農を行っている。また、多面的機能支払交付金事業を積極的に活用しながら、地域一体となって農村環境の維持・保全に努めている。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該地域の農地利用については、水稲中心の営農形態を維持しつつ、大規模農家2名を中心に営農活動を続けていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	36.66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.66 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

平成5年から平成9年にかけて行ったほ場整備事業の対象農地を中心に、大浜川及び奈佐川の北側を主な農用地等の区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状個人で耕作されているほ場については、できる限り営農を続けていき、今後リタイアが発生した際に、認定農業者をはじめちいきの大規模農家に集積・集約するよう検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後もより効果的かつ円滑的に経営農地の集積・集約を図るため、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていくことに協力していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場整備の完了している農地が限られており、耕作条件の悪い場所も多いため、今後の検討課題として地域内の協議を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状地域内の農業を支えている担い手及びその他経営体との協力連携を図りながら、豊岡市及びその他機関と調整し、多様な経営体の確保・育成に向け地域一体となって検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

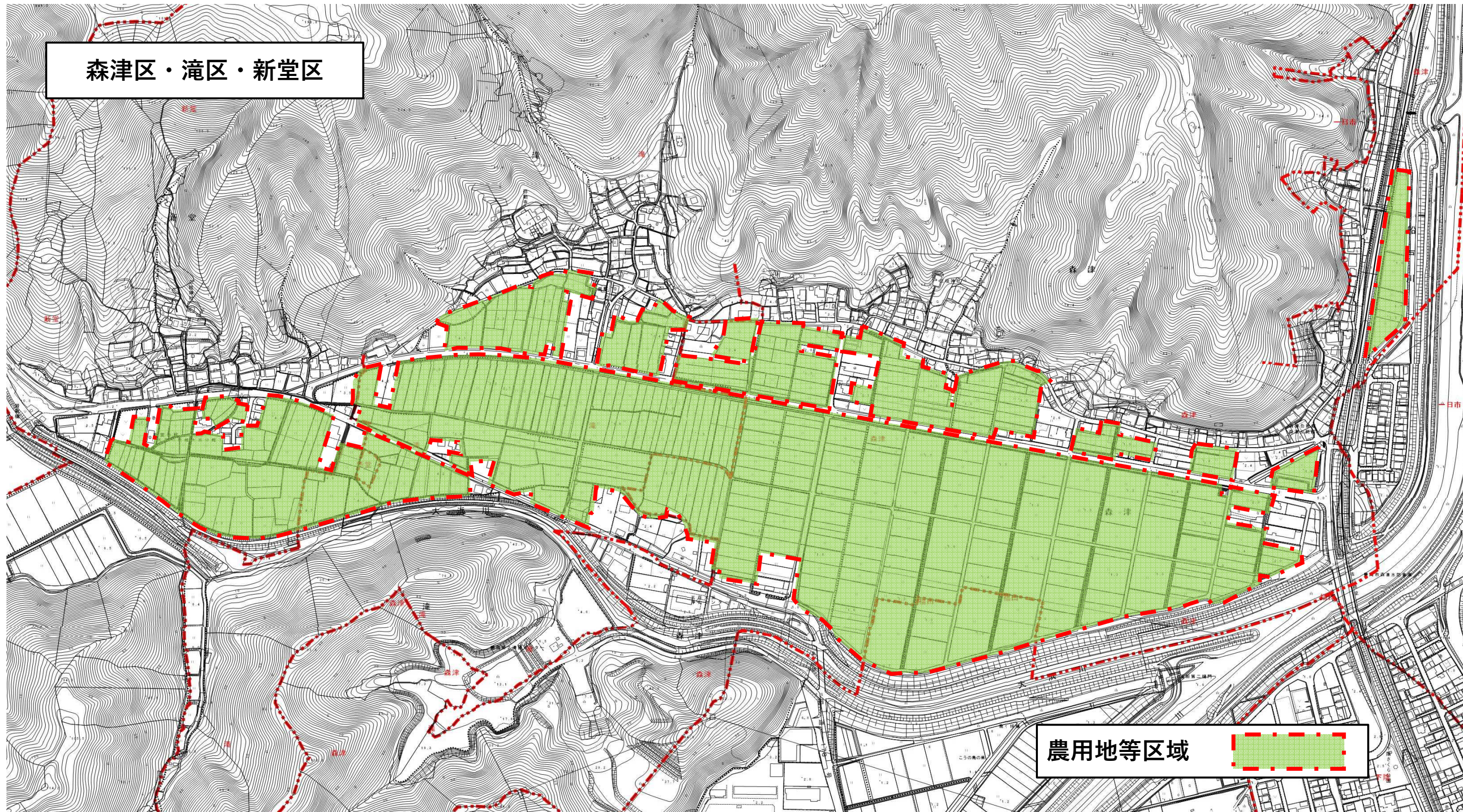
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策の取組方針
以前、補助事業により設置した獣害柵が標準耐用年数を経過しており、老朽化が激しくなっているため、地域内の調整をしたうえで、補助事業等を活用し更新していく。
- ②有機・減農薬・減肥料の取組方針
現在、当該地域では2名の大規模農家を中心に減農薬や無農薬に取り組んでおり、環境に配慮した農法を活用しているため、今後も地域内で活用者が増えるよう推進していく。
- ⑦保全・管理等の取組方針
多面的機能支払交付金事業の継続による適正な農用地の維持管理を図る。
- ⑧農業用施設の取組方針
現在検討中ではあるが、水路・農道の整備等早急に解決すべき課題があるため、補助事業等を活用しながら、よりよい営農環境を整えていく。

森津区・滝区・新堂区



農用地等区域

